

■寝屋川市住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の登録申請書類チェックリスト

「◎」:必要
「○」:該当がある場合必要

チェック	項目	登録申請
<input type="checkbox"/>	登録申請書 ※省令別記様式第1号（情報提供システムから作成）	◎
<input type="checkbox"/>	間取り図 （情報提供システムで住戸ごとにアップロード） （規模、室の用途及び設備の概要を明記すること）	◎
<input type="checkbox"/>	「申請者等が欠格要件に該当しない旨」、「住宅構造が基準に適合する旨」及び「登録の申請が基本方針に照らして適切なものである旨」の誓約書 （転貸借する場合には、当該建物の所有者及び転貸人の誓約が必要） （申請者が未成年である場合には、その法定代理人からの誓約が必要） （情報提供システムから作成） <u>※詳細について、下記「☆」を参照してください。</u>	◎
<input type="checkbox"/>	以下のイ～ニのいずれかの書類 （次の①～⑤の建築物の場合） ① 工事着工日がわからないもので昭和57年5月31日以前に竣工した1～3階建ての建物 ② 工事着工日がわからないもので昭和58年5月31日以前に竣工した4～9階建ての建物 ③ 工事着工日がわからないもので昭和60年5月31日以前に竣工した10～20階建ての建物 ④ 工事着工日がわからないもので21階建て以上の建物 ⑤ 工事着工日が昭和56年5月31日以前の建物 イ. 建築士が行った耐震診断の結果についての報告書 ロ. 建設住宅性能評価書の写し ハ. 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第19条第2号に規定する保険契約が締結されていることを証する書類 ニ. イ～ハのほか住宅の耐震性に関する書類	○

【注意事項】

- ☆… この誓約書はシステム登録の際に自動的に作成され、システム申請において電子データを提出することができます。
ただし、誓約書のうち役員名簿部分（参考様式1-2）は、申請書に「宅地建物取引業の免許番号／住宅宿泊管理業の登録番号／賃貸住宅管理業者登録簿の登録番号」のいずれかの記載がある場合省略することができます。

《 各書類の提出方法については、別紙「申請方法について」をご覧ください。 》